

令和6年度第1回船橋市権利擁護支援等推進協議会 会議録

日 時 令和6年4月23日（火） 14:00～15:30

場 所 船橋市役所本庁舎 9階 第一会議室

出席委員 佐藤 彰 一 全国権利擁護支援ネットワーク顧問
矢部 智 之 成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部
森本 亨 千葉県弁護士会京葉支部
赤川 和 弘 船橋市医師会
山本 誠 一 千葉県社会福祉士会
野口 友 子 船橋市障害者成年後見支援センター
渡邊 哲 也 千葉県精神保健福祉士協会
白鳥 敦 子 船橋市社会福祉協議会
ふなばし高齢者等権利擁護センター
小島 伸 子 船橋市民生児童委員協議会
益永 展 秀 船橋市介護支援専門員協議会

オブザーバー 新井 達 也 千葉家庭裁判所市川出張所 主任書記官
柳井 節 子 千葉家庭裁判所市川出張所 主任書記官

市出席者 高齢者福祉部 滝口部長
地域福祉課 澤田係長、 障害福祉課 日高課長補佐
生活支援課 吉村主幹、 保健所保健総務課 細川課長補佐
地域包括支援センター所長（北部） ほか職員

事務局 地域包括ケア推進課 窪田課長、鈴木課長補佐、板松課長補佐
佐野係長 ほか職員

次 第 1. 開会
2. 議事
（1）船橋市権利擁護サポートセンター（中核機関）の活動報告について
（2）権利擁護サポーター養成講座の実施報告について
（3）受任調整会議の実施について
3. 閉会

傍聴者 0名

会議の公開・非公開の区分 公開

14時00分開会

1. 開会

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今より、令和6年度第1回船橋市権利擁護支援等推進協議会を開催いたします。

皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本協議会につきましては「船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱」に基づき開催するもので、「船橋市成年後見制度利用促進基本計画」の進捗管理や、本市の権利擁護支援の方策について検討することを目的としております。

こちらの協議会は公開となりますので、ご了解の程お願いいたします。

（出欠席の確認、傍聴者の確認、事務局より資料、次第の確認）

それでは、これ以降の議事につきましては、会長に進めていただきたいと思います。佐藤会長、よろしくをお願いいたします。

2. 議事

（1）船橋市権利擁護サポートセンター（中核機関）の活動報告について

○佐藤会長

それでは、ここからは私の方で進行をさせていただきます。

ただいまより、令和6年度第1回船橋市権利擁護支援等推進協議会を開会いたします。

それでは、次第に沿って議事を進めていきたいと思っております。議題1である“船橋市権利擁護サポートセンターの活動報告について”事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

それでは議題1、“船橋市権利擁護サポートセンターの活動報告について”説明をいたします。資料1をご覧ください。

（令和5年度における中核機関の活動内容についての説明。広報啓発活動、成年後見人等に向けた研修の実施、相談実績、事例検討会議の実績について説明。資料1参照）

○佐藤会長

ありがとうございました。中核機関の職員が2名しかいないところで多彩な活動

をなさっているわけですが、今の説明について委員の皆様から質問や意見はございますか。

○森本委員

相談支援のところ、令和4年から令和5年にかけて件数が増えてきているわけですが、成年後見制度の制度案内や、申立て支援が特に増えているようです。その要因はどのようなところにあるとみていますか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

その部分につきましては、まだ分析するまでに至っていないのですが、認知症高齢者が増え、単純に制度利用を必要とする方が増えてきているということはあると思います。また、身寄りがない方が増え、契約者が誰もいない、お金の管理が心配などの相談も増え、制度案内や申立て支援に繋がっているように思います。

○森本委員

ありがとうございます。権利擁護サポートセンターの認知度が上がってきているという実感はございますか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

家庭裁判所からリーフレットを送付してもらうようになってから、後見人等の方に中核機関を知っていただき、相談がより多く入るようになったと感じております。

○佐藤会長

よろしいでしょうか。他に何かございますか。

リーフレット自体は市役所で作ったものを家庭裁判所にお渡ししているということでもよろしかったでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

市川市社会福祉協議会の方が原案を作っていただき、千葉家庭裁判所市川出張所圏域3市（市川、浦安、船橋）共通のリーフレットを家庭裁判所から配付をお願いしております。

○佐藤会長

他にないようであれば、議題2、権利擁護サポーター養成講座の実施報告についての説明をお願いいたします。

○事務局（地域包括ケア推進課 今泉）

まずこの場をお借りして感謝を申し上げます。本日協議会に出席の皆様、また、ご所属の団体の皆様のご協力とご支援により本事業については無事終えることができました。誠にありがとうございました。

では、議題 2 につきまして説明をさせていただきます。

(人材育成の事業である権利擁護サポーター養成講座、フォローアップ研修の実施報告。権利擁護サポーター養成講座については 24 名修了した旨の説明。資料 2-1、資料 2-2 参照)

○佐藤会長

ありがとうございました。

本年度と来年度の予定もあわせて説明いただきましたけれども、何かございますか。

○益永委員

権利擁護サポーター養成講座についてですが、さまざまな団体から講師方を派遣していただいている貴重な講座だと思います。基本的には一般市民対象かと思いますが、この話を介護支援専門員協議会で話をすると、参加したいという意見も多く、ケアマネジャー向けの研修企画のアンケートでも必ずといっていいほど、成年後見制度や権利擁護の話がでます。もし定員に余裕があるようであれば、例えば講座開催地区の居宅の管理者に絞り込みをさせていただくなど工夫をして、参加させていただければとてもよい機会になるのではないかと思います。以上です。

○佐藤会長

事務局の方で対応できる範囲でお願いいたします。

○事務局（地域包括ケア推進課 今泉）

ケアマネジャーの方もご参加いただいて問題ございません。権利擁護サポーターとなったケアマネジャーとしてご活躍いただくことも想定しております。ご都合がつけばご参加いただければと思います。

○矢部委員

リーガルサポートの矢部と申します。質問と意見が 1 点ずつございます。

質問としては、昨年度権利擁護サポーター養成講座を修了された方がいらっしゃいますが、目標としている人数に達しているのでしょうか。それともまだ足りない状況であるのか、お聞かせください。

○事務局（地域包括ケア推進課 今泉）

参加人数だけでいえば、1 回目については定員 20 名というところ 21 名申し込みをいただいたので、目標は到達したと考えております。2 回目については平日の公民館ということで、参加者が少なかったため、今後工夫が必要と感じております。全体的にはおおむね目標は達成できたものと考えております。

○矢部委員

ありがとうございます。申込者は目標達成ということがわかりました。その後、修了して日常生活自立支援事業や障害者成年後見支援センターの事務執行者に流れていくと思うのですが、その人数というのはどうなのでしょう。

○事務局（地域包括ケア推進課 今泉）

必ず登録してくださいというご案内はしていないのですが、その中で半数以上の方が登録いただけただけというのは担当としてはある程度目的は達成できたかと思っております。

○矢部委員

今後登録者が増えていったほうがより活動が活発になると思いますが、登録しても何もやることがないとなってもよろしくないと思いますので、そのところの調整も必要になってくるものと思います。

続けて意見なのですが、養成講座の中で今年度、相続の話も入れていくとのことですが、死後事務など、亡くなったあとの対応についても研修に入れてもらえればと思いました。以上意見です。

○事務局（地域包括ケア推進課 今泉）

ありがとうございます。カリキュラムについては受講者にもアンケートを取っておりますので、必要な部分の追加についても考えてまいります。矢部先生の意見も踏まえて次年度以降検討させていただきます。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

補足させていただきますと、こちらのサポーター養成講座の受講者は必ずしも、日常生活自立支援事業や法人後見の事務執行者になるわけではなく、地域の見守り活動に活かしていただく、ケアマネジャーなどの専門職がサポーターになっていただき職場で知識を活用していただく、ということも想定しております。もちろん、日常生活自立支援事業や法人後見に人を流していきたいという思いもありますので、ゆるく見守っていただける方や積極的に活動したい方など、さまざまな場面、場所で活躍していただける方を増やしていきたいと思っております。

○佐藤会長

ありがとうございます。かつての市民後見人養成講座といていた時から、必ず活動していただくという形ではなく興味と感心のある方は聞いてくださいという形で進めてきましたので、現状このような形になっているというところでは。

矢部委員のひとつめの質問に関連して、日常生活自立支援事業の生活支援員の登録者はどうなのか。法人後見の事務執行者の登録者はどうなのか。社会福祉協議会の白鳥委員、障害者成年後見支援センターの野口委員からそれぞれコメントございますか。

○野口委員

障害者成年後見支援センターの野口です。今現在の登録の状況についてご報告させていただきます。一回目登録希望者が11人のうち、8名の方と面談する運びとなりました。実際今活動しているかたが3名、5月からは2名の方に活動してもらおう予定となっています。

面談をすると、どの方も意欲的なのですが、活動の曜日やどの方をお願いするのかなど、すぐにたくさんの方をご案内できないので、毎月2人とか3人とか少しずつ増やししながら、一緒に活動してもらおうと考えております。

○佐藤会長

それは野口委員、登録者数はまだまだ増やしたいということでしょうか。

○野口委員

増えることはいいことなのですが、活動するまでには時間が掛かり、登録の方が急に増えても対応しきれない部分がございます。登録していただいたのにやることがないとならないように、研修などに来ていただきながら工夫してやっていきたいと思っています。

また、話を聞くと向かない方もいらっしゃるのでは、そのあたりはどうすべきか今後の課題だと思っています。

人がたくさんいるとありがたいのですが、皆さんすぐに来月から、とご案内できないところが悩みどころです。

○佐藤会長

ありがとうございました。それでは社会福祉協議会の白鳥委員はいかがですか。

○白鳥委員

ふなばし高齢者等権利擁護センターの白鳥です。

権利擁護センターでは3月末までに日常生活自立支援事業の契約件数は101件活動している生活支援員は22名おりましたが3月で3名お辞めになりまして、4月からは19名のスタートというところがございます。5月には新たに活動して下さる予定の方が2名ほどいらっしゃいますので、そちらのコーディネイトの準備を進めているところがございます。

現役で仕事を持ちながら生活支援員の仕事に携わってくださる方が結構いらっしゃいますので、自分の仕事と利用者様との都合を合わせるのが難しいという悩みを抱えている生活支援員もいらっしゃいます。本来の仕事が立ち行かなくなるという相談も受けておりまして、生活支援員と利用者様の都合をどのように合わせていく

かが課題となっております。

○佐藤会長

ありがとうございました。現在の契約件数が 101 件で生活支援員の方が 19 名ということは、ざっと計算すると一人当たり 5 件くらいを担当して下さっているという理解でよろしいでしょうか。

○白鳥委員

生活支援員ではなく、専門員が担当している件数もありますので実際には 5 件とまではいっておりません。

○佐藤会長

社協の専門員は増員されているとのことですが、現在何名ですか。

○白鳥委員

現在 5 名おります。

○佐藤会長

それぞれの状況をお話していただきました。

権利擁護サポーター養成講座は必ずしも日常生活自立支援事業と障害者成年後見支援センターに限らない趣旨で実施しているところですが、それぞれの人材に繋がっていけば、それに越したことはないと思います。よろしく願いいたします。

千葉家庭裁判所市川出張所で市民後見人というのはこれまで選任されたことがあるのでしょうか。あるいは今後選任する予定はございますか。

○千葉家庭裁判所市川出張所 柳井主任書記官

千葉家庭裁判所市川出張所の柳井です。市民後見人の選任例はございますが、市川出張所では市民後見人を単独選任した例はなく、基本的には社会福祉協議会との複数選任の形で選任されています。また、社会福祉協議会が単独選任され、途中で市民後見人が追加選任されるという例も数例ですがあります。

社会福祉協議会の方からは、様々な隘路があり複数選任でも受任できる件数に限りがあると聞いております。

なお、市民後見人を後見人に、社会福祉協議会を監督人に選任する形をとれないか、検討されている自治体もあると伺っておりますので、動向を注視している状況です。

○佐藤会長

柳井書記官がおっしゃった市民後見人というのは船橋市内ではまだ誕生していないという認識でよろしいでしょうか。

○千葉家庭裁判所市川出張所 柳井主任書記官

市川市及び浦安市において市民後見人が選任されており、船橋市の選任事例はありません。船橋市に関しては、昨年、船橋市社会福祉協議会が法人後見として初めて選任されたところです。

○佐藤会長

権利擁護サポーター養成講座を受けた方が市民後見人になるためには、監督人をつけることとなりますが、その監督人を船橋市では誰が担っていくのか。今後の課題ではないかと思えます。

この件について他にないようであれば、3つ目の議題として受任調整会議の実施について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

議題3 受任調整会議の実施について事務局より説明いたします。資料3をご覧ください。

（資料3、資料3別紙について説明）

船橋市では、船橋市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和6年度より受任調整会議をスタートしていきたいと考えております。

受任調整会議は、現在事例検討を行っております権利擁護支援定例会議内にて検討を行っていきたくと思っております。権利擁護支援定例会議は昨年度まで年4回実施でしたが、今年度から年間6回開催に変更しております。これまでの事例検討に加えて、受任調整が必要な事案がある場合には会議にかけて検討を行うものいたします。

受任調整の対象とする事例といたしましては、市長申立て事例または日常生活自立支援事業の利用者が後見制度へ移行する事例などを想定しております。これらの事例の中から、特に必要性の高い事例を会議で検討できればと考えております。

事例の選定方法については支援者からの希望や、中核機関が介入に特に必要性が高い事例を選定していきます。

想定される事例といたしましては、法的課題がある事例や虐待事例、対応に困難性があり後見人と支援者が特に連携をしていく必要性が高い事例などが考えられます。

資料3別紙をご覧ください。こちらに記載をさせていただいているとおり、検討する内容といたしましては、候補者の選定について検討いたします。基本的には職種までの検討を考えており、個人までの調整は県内でも前例が少なく、一般的ではないため、船橋市においても職種の検討を行っていきたくと考えております。

そして、この受任調整会議で特に重要と考えている部分ですが、職種の選定のために会議を行うのではなく、切れ目のない継続したチーム支援を行うための検討として、申立て前における課題の事前整理や後見人活動開始に向けた支援者と後見人

の役割分担を話し合うことが大切ではないかと考えております。

今回は考え方の話で、会議に使う帳票の作成などはこれからとなりますが、実際に実施しながらよりよい運用方法を考えていきたいと思っております。

○佐藤会長

新しい試みとして受任調整をはじめていきますという話でした。何かございますか。

○矢部委員

受任調整を今年から実施するという事で、まだ手探りの状況かと思っております。例えば今まで市長申立てで申立てをする場合に弁護士がいいなどの意見を言っていた場合と今回の会議で議論するというのはどういった違いがありますか。また、どのようなメリットがあるのかを確認をさせていただきます。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

そもそも、これまで市長申立ての際は、候補者を立てずに家庭裁判所に一任をしていたため、どの職種が望ましいという議論が出来ていませんでした。今回の受任調整会議を実施することで、専門的な意見や客観的な視点を取り入れた形で、家庭裁判所に職種の提示ができるものと考えます。

○矢部委員

職種だけでも絞れると、今までからみればかなり前進ではないかと思っております。一方で、市長申立ての案件を会議で話し合い、支援チームが先に作られて、後見人が後から支援チームに入ることになると思いますが、具体的な支援を考えている現場と受ける側のギャップが生じてしまい、果たして上手くマッチングができるのかという不安もあります。後見人の選任や辞任、交代も含めて柔軟に話ができる体制を取れることが理想ではないかと思っております。

○佐藤会長

矢部先生からはかなり慎重な表現でお話がありましたけれども、職種だけを検討しても、実際には断られる可能性もあり、困ってしまうのではないかと、そういう話ではないかなとお聞きしました。事務局から何かありますか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

後見人を決めるのは裁判官でございますので、我々といたしましてはあくまで意見の提示をさせていただくものです。それによって当然違う方が後見人に選任されることも想定しております。そのような展開も考えられますので、職種の選定のところにこだわってしまうと違う方が就いたときに困ってしまいますので、大事なのはプロセスではないかと考えております。これまでは、課題の事前整理や後見人選任後の役割分担については、あまり協議する場がありませんでしたので、弁護士や

司法書士、社会福祉士等の後見人の経験のある皆様から助言をいただき、事前に話し合うことが、選任の話よりも大事な部分ではないかと考えております。

就いた後でも、話し合いの結果どおりに上手くいかないパターンもあると思いますので、その場合にはもう一度、権利擁護支援定例会議を活用していただき、フォローさせていただくことも考えております。

○矢部委員

リーガルサポートでは、与えられた情報についてこの人が適任だという選任の方法は取っておらず、登録の名簿から割り当てる形でやっています。当然ミスマッチは起こる可能性があるものをご理解いただければと思います。

○森本委員

わたくしは昨年度まで、家庭裁判所から弁護士会への推薦依頼についてその内容を把握、必要な確認をしたうえで、推薦名簿に基づいて打診をするという事務をやっていました。その中での意見を話させていただきますと、弁護士会では裁判所から伝わってくる事案内容が足りていないと感じたら、確認し、補足した内容に基づいて、必ずしも機械的ではない推薦を行っています。

家庭裁判所におかれましても、申立て時の情報をもって、どこに打診をするか決めてもらっているかと思いますが、具体的な人を選任するというのはそれぞれの専門職団体に委ねられている状況です。

すべての情報を伝えるということは難しいため、特に伝えてほしい内容を意識して書いていただくといいと思います。打診を受けた専門職団体が、どう扱うかというのは、名簿に載っている人数や案件の数によっても違ってくるところかと思いますが、少なくとも裁判所の段階でどこに打診をするのかというのは判断しやすくなると思いますし、それが伝わってきた先も打診するときに実質的な内容を活かせる場合があると思います。

実際にやってみる中で、迷いが出たら聞いていただければと思います。

次に質問です。

前提としてこの受任調整会議は専門職の方に派遣要請をされるのでしょうか。そして、その範囲はどの範囲で考えておられるのでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

現段階では三士会の皆様、弁護士、司法書士、社会福祉士を中心に考えております。また社会福祉協議会など、法人後見の受任の方にも繋げていければと思います。

○佐藤会長

船橋市障害者成年後見支援センターも含まれますか。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

当然、入れさせていただければありがたいと思います。

○野口委員

会議にも参加しておりますので、検討させていただきます。

○佐藤会長

職種のみということですが、申立て資料の作り方が大変重要で、裁判所の方で依頼を掛けるときに、依頼しやすいというような申立て資料を作ることが必要と思っています。

この議題について、家庭裁判所としてはいかがでしょうか。

○千葉家庭裁判所市川出張所 柳井主任書記官

森本弁護士からのご指摘があった部分ですが、受任者調整会議に関し話をさせていただきますと、単に申立書に弁護士相当と記載していただくのと、受任者調整会議を経てその結果を裁判所に提供していただくのとでは、普段から後見事務に携わっている方々や、三士会の専門職の方々が一堂に会し、課題の事前整理や申立前のご本人の周辺事情等を加味した上で職種を選定するという点で、会議の結果の質が担保され、後者の方がより有益であろうと思っております。

候補者の選定は裁判所の判断事項ですので、必ずしも挙げていただいた職種の方が選任されるとは限りませんが、基本的には、受任者調整会議によって導き出されたご意見は、裁判所としても尊重し、その内容を前提として候補者を選定しておりますので、その点も意識した会議にしていきたいと思っております。

○佐藤会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○赤川委員

船橋市医師会の赤川です。私は成年後見制度の診断書を書く立場としてお話をさせていただきます。

いいプランだと思いますが、反面、市長申立ての手続きを始め、会議に至るまでの時間をどのくらいみていますか。後見手続き開始から審判、後見活動がスタートするまでけっこう時間が掛かりますが、特に一人暮らしの認知症高齢者というのは待ったなしというところがございます。すごくいい仕組みなのですが、こういう制度で時間が掛かるようなことがあれば、その期間、その人をフォローするシステムが必要ではないでしょうか。

現場の人間としては気になるところですので、そのあたりをお聞かせください。

○事務局（地域包括ケア推進課 国島）

全ての事案をしっかりと協議して、家庭裁判所に申立てを行うということも大切であると思っておりますが、緊急性のある事案もございますので、全件必ず会議を通すという仕組みにはしておりません。とにかく早く後見人の支援が必要な事案については

会議を通さずに家庭裁判所に申立てを行っていく形を取りたいと思っています。その際、候補者の職種の選定が出来なくとも、何か協議する事項があれば、申立て中であっても権利擁護支援定例会議にて協議が出来ればよいと考えております。

また、定例会議の穴を埋めるスキームとしてピンポイントで弁護士や司法書士から助言を受けることができる、専門職相談を用意しておりますので、時間がないときには臨時会という形で検討して裁判所に出していくということも考えております。

○佐藤会長

よろしいでしょうか。今年度からスタートですので、今日の各委員からの意見を基にして、裁判所と協議しながら進めていただければと思います。

他にないようでしたら、本日の議題は終了いたします。最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

3. 閉会

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

最後に本日はお忙しい中、令和6年度第1回船橋市権利擁護支援等推進協議会にご出席いただきましてありがとうございます。

今年度の協議会につきましては年間2回を予定しており、次回の協議会は11月頃を予定しております。次回の協議会では船橋市成年後見制度利用促進基本計画の進捗確認を行う予定です。近くなりましたら開催通知を送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいたのち、ホームページに掲載いたします。事務局からは以上です。

○佐藤会長

それでは以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

（ 閉 会 ）